

業務区域	群馬県		
対象建築物	<p>1. 次のいずれかに該当する建築物</p> <p>(1) 延べ面積が7,500㎡を超える建築物</p> <p>(2) 令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物</p> <p>(3) その他、知事が必要と認める建築物</p> <p>2. 前項の規定の適用にあたっては、一の判定において判定の求めに係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が前項の建築物に該当するときは、判定の求めに係る建築物全てを前項の建築物に該当するものとみなす</p> <p>3. 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更に係る判定について、当該計画の変更に係る直前の判定を財団が実施している場合</p>		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積 の合計※	大臣認定プログラム 以外による構造計算	大臣認定プログラム による構造計算
	1,000㎡以内	156,000円	107,000円
	1,000㎡超 2,000㎡以内	209,000円	134,000円
	2,000㎡超 10,000㎡以内	240,000円	147,000円
	10,000㎡超 50,000㎡以内	318,000円	187,000円
	50,000㎡超	587,000円	319,000円
	※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積＋増加する部分以外の床面積の1/2）とする		
お受けできる 事務所	東京(本部) 大阪事務所		